



# 志願条件 3 での受験計画 ガイド

志願条件 3 の臨床指導計画の手順と確認のために

国際組織であるIBLCEは出版物にイギリス英語を使用しています

2020年5月9日改訂

このガイドでは志願条件3の進め方についての情報をお知らせします。これは国際認定ラクテーション・コンサルト® (IBCLC®) の専門資格プログラムまたは試験の願書の出し方についてのガイドではありません。願書の出し方についての詳細は [Candidate Information Guide](#)(受験志願者情報ガイド)を参照してください。

I.	はじめに.....	4
II.	関連背景.....	4
III.	重要な序論.....	4
	A. IBLCEの遠隔医療についての助言的意見の順守.....	4
	B. 臨床監督でのテクノロジー使用.....	5
	C. 志願条件3の要件.....	6
	D. IBCLC受験志願者情報ガイド(2019年9月更新)と今回更新された志願条件3での受験計画ガイドの関係.....	6
IV.	IBLCEとは?.....	6
	A. 連絡先.....	6
V.	このガイドの目的.....	7
	A. 重要な日程.....	7
	B. 願書および関連書類.....	7
	C. 受験願書提出.....	8
VI.	直接監督下における臨床実践.....	8
	A. 第一段階：IBCLC指導者の観察.....	9
	B. 第二段階：臨床実習への移行 第三段階：監督下での個別の実習.....	9
	C. 記録の保持.....	10
VII.	受験者の責任.....	10
	A. 職務上の責任.....	11
VIII.	指導者の責任.....	12
	A. 指導者のためのCERPs.....	13
IX.	志願条件3の計画の立て方.....	13
X.	代替学習活動.....	13
XI.	志願条件3の計画進行中の評価.....	15
XII.	かかる費用について.....	15
XIII.	よくある質問.....	16
	「志願条件3の指導者約定書」書式.....	18
	志願条件3の臨床実践時間の報告.....	19

志願条件3のタイムシート.....	20
志願条件3の指導者に認められるCERPs申請書.....	21
志願条件3の確認費用料金表.....	22

## I. はじめに

ラクテーション・コンサルタント資格試験国際評議会® (IBLCE®) は現在の COVID-19 による世界的パンデミックに照らし合わせ IBLCE の関係者に対して返答を行うためにガイドの改訂を行いました。この改訂では、COVID-19 の世界的パンデミックを受け、テクノロジーを使用してラクテーション関連の臨床実践を行い IBCLC の志願条件 3 (IBCLC のメンターシップ) に従い要件を満たす手順に関して IBLCE の関係者に明確な情報をお伝えすることを意図しております。

## II. 関連背景

ラクテーション・コンサルタント資格試験国際評議会 (IBLCE) は、先日、**消費者** へのラクテーション・コンサルタントサービスの提供に焦点を当てた [遠隔医療についての助言的意見](#) を発表しました。これは、[国際認定ラクテーション・コンサルタント® \(IBCLC®\) の業務範囲](#) (2018 年 12 月 12 日配布および発効)、[IBCLC の職務行動規範](#) (2011 年 11 月 1 日発効、2015 年 9 月更新)、および [国際認定ラクテーション・コンサルタント \(IBCLCs\) の業務における臨床能力](#) (2018 年 12 月 12 日配布および発効) を含めた、IBCLC の業務指導資料に沿ったものです。

## III. 重要な序論

### A. IBLCE の遠隔医療についての助言的意見の順守

テクノロジーを使用して IBCLC の臨床実践の資格要件を満たすためには、志願条件 3 の志願者とその指導者は IBLCE の [遠隔医療についての助言的意見](#) の確認と順守をする必要があります。

この助言的意見はまた、IBCLC による遠隔医療を介したラクテーション・コンサルティングサービスの提供が、前述の業務指導資料の主要な規定とどのように一致しているかを特に考慮する必要があることも明記しています。これは、プライバシー、セキュリティ、評価、関連技術の実証および評価、クライアントへの根拠に基づく情報の提供、および他の医療提供者との適切な協働または紹介が含まれます。

特に強調されているのは、[職務行動規範](#)の原則 3.2 項であり、授乳する親または子を撮影、録音、またはテープ記録（音声または映像）する際は、その親から事前の書面による同意が必要となっています。

また、[遠隔医療についての助言的意見](#)で提供されている情報は、IBCLC による臨床監督、ならびに志願条件 3<sup>1</sup>を介して IBCLC を志願する者にも適用され、ここに言及することにより本ガイダンス文書に組み込まれるものとします。

## B. 臨床監督でのテクノロジー使用

臨床監督の状況においてはテクノロジーを使用することができます。これは現在、世界が体験している公衆衛生の懸案事項のために、また、アクセスのしやすさの問題のためにも特に重要です。<sup>2</sup>

しかしながら、臨床監督の状況でテクノロジーを使用するには、通信の強化、計画の追加、およびテクノロジーと管理の詳細に焦点を当てることが必要となります。また、1 か所だけでなく 2 か所の法的要件を適切に把握することも必要となり、場合によっては関連法域が 2 か所となります。重要な考慮事項としては、特に技術的なプラットフォーム、機密性の高い医療データを含むプライバシー、および詳細なインフォームドコンセントといったセキュリティがあげられます。臨床監督でテクノロジーを利用する者は、使用を見込むプラットフォームの信頼性に関しても慎重に検討しなくてはなりません。また、プラットフォームを使用するすべての関係者が、使用開始前に基本から中級の技量を身につけている必要があります。さらに、臨床監督を確実に現実的な臨床体験を生み出す設計とするには、相当の思考と計画に努めなくてはなりません。

テクノロジーを活用して臨床監督を提供しようとする者は、この種の監督を経験したことがない場合でも、豊富な知識をもって実際に対面で提供されるものと同様の効果的な臨床監督を適切に提供するため、トレーニングまたは独自の学習を

---

<sup>1</sup> IBLCE は、IBCLC の個々の教育的、実務的、専門的、または契約上の条件または状況に対して責任を負いません。これには、IBCLC 志望者と当人の教育機関または臨床監督者との間のビジネス関係の法的またはその他の条件が含まれますが、これらに限定されません。個々の IBCLC と志願者はすべての行動と決定について、すべての責任があるものとし、法律面、医療面または金銭面であろうと IBLCE もその役員、責任者、従業員、内容領域専門家、または他の代理人もそれらの行動や決定について引き起こされた損失または損害について責任を負いません。IBLCE が下した適格性、受験資格、および認定に関するすべての決定は、該当する IBLCE の方針および手順に従い、公表済み資料および IBLCE ウェブサイトに記載の該当する諸条件、状況、および要件に基づきます。

<sup>2</sup> 前述の通りに、公衆衛生およびアクセスのしやすさを含む多くの問題のため、IBLCE は今後数か月にわたり IBCLC の資格要件に関するテクノロジー使用の包括的な見直しを実施します。

行う必要があります。これについては、特に遠隔ラクテーションに関連するものを含め、同業者が評価したリソースが多数あります。

## C. 志願条件 3 の要件

本文書は、志願条件 3 に準じる IBLCE の既存の臨床実習適格要件を *実質的に* 変更するものではなく、IBLCE の志願条件 3 の臨床適格要件を、テクノロジーを活用して *どのように* 満たすことができるかについての情報の提供に限っていることに注意することが重要です。

## D. IBCLC 受験志願者情報ガイド(2019年9月更新)と今回更新された志願条件 3 での受験計画ガイドの関係

現在の世界的パンデミックに関連する危急の状況において、IBLCE が [IBCLC 受験志願者情報ガイド](#) の全文とウェブサイト全体を、このガイダンス文書と整合するように 16 言語に迅速に編集、および翻訳することは現実的ではないことに注意することが重要です。したがって、この *志願条件 3 での受験計画ガイド* は *受験志願者情報ガイド* と併せて読む必要があります。また、*受験志願者情報ガイド* に含まれる情報が本文書に含まれるガイダンスと矛盾する、または言及されていない場合、*志願条件 3 での受験計画ガイド* が適用されます。

## IV. IBLCE とは？

IBLCE®、またはラクテーション・コンサルタント資格試験国際評議会®は、国際認定ラクテーション・コンサルタント(IBCLC®)資格授与のための独立した国際的な資格試験評議団体です。

### A. 連絡先

International Board of Lactation Consultant Examiners (IBLCE)  
10301 Democracy Lane, Suite 400  
Fairfax, Virginia 22030  
Phone: 703-560-7330  
[www.iblce.org](http://www.iblce.org)

IBLCE事務所はオーストラリア、オーストラリア、アメリカ合衆国にあります。お住まいの国を管轄する地域事務所を探すときは、IBLCEウェブサイトの連絡先情報を利用して居住国を管轄する地域事務所を探せます。

## V. このガイドの目的

志願条件3は他のIBLCE受験方法とは異なり、指導者となるIBCLC有資格者の直接の監督の下、志願者に臨床実践を修了することを求める志願条件です。志願条件3で受験しようとする者はまず、IBLCEにどのような方法で必要とされる**直接監督下**における授乳と母乳育児の臨床実践時間を修了するかの**計画書を提出しなくてはなりません**。

直接監督下における臨床実践を始める前に、IBLCEは指導者となるIBCLCの資格状況を調査しなくてはなりません。このガイドの目的は志願条件3で受験しようとする志願者のためのものです。

### A. 重要な日程

志願条件3での確認を受けるとそれは5年間有効です。志願条件3での確認を受けた志願者は願書提出時には現場ですべてのIBLCE試験条件に合致していません。

### B. 願書および関連書類

Pathway 3 Plan適合認定プラン(願書)はIBLCEが提供している試験と同じ言語のみ利用可能です。IBLCEウェブサイトにてご自身の言語を探してください。英語、スペイン語、ドイツ語の願書は、オンラインの資格管理システムから入手可能です。

志願者は必要とされる最低必修時間である500時間の直接監督下における臨床実践を始める前に計画書をIBLCEによって確認されなくてはなりません。

IBLCEは志願条件3での受験計画適合認定プランの確認メールを志願者と主任指導者へ送信します。受け取った志願条件3の計画を確認するのに2週間はかかりますのでご了承ください。

志願条件3の計画の願書はいつ提出しても構いません。願書確認料金がかかります。

料金はこの書類の最後に記してあります。

## C. 受験願書提出

最低500時間の直接監督下における授乳支援の臨床実践に加え、志願条件3の志願者は健康科学とヒトの授乳と母乳育児に特化した教育の完了と2021年試験の申し込み分からコミュニケーションスキルに焦点を当てた5時間の教育が必要です。健康科学教育と授乳に特化した教育での必要事項については受験志願者情報ガイドを参照してください。IBLCEのウェブサイトに記載してあります。

**重要事項！IBCLC試験の願書はIBLCEが志願条件3での受験計画を確認後5年以内に提出しなければなりません。**

## VI. 直接監督下における臨床実践

志願条件3における臨床実践時間は直接、現在優良な立場のIBCLCであると認定されている指導者の直接監督下に行われなくてはなりません。直接の監督には段階的に3つの時期が定められています。

1. **第一段階：IBCLC指導者の観察** - 指導者であるIBCLCが仕事についているところの見学および/または双方向型のオーディオとビジュアルコミュニケーションを使用する安全な技術プラットフォームでの直接観察から始まります。
2. **第二段階：臨床実践への移行** - 次に指導者であるIBCLCの直接監督下（つまり、指導者であるIBCLCは志願者と同室にいないてはなりません。）での臨床実践に移り技術を習得するまで続けます。または双方向のオーディオとビジュアルコミュニケーションを使用した安全な技術プラットフォームを使用します。
3. **第三段階：監督下での個別の実習** - 志願者による独力での実践。指導者であるIBCLCは必要となったときに手助けするためにそばにつく、または双方向のオーディオとビジュアルコミュニケーションを使用した安全な技術プラットフォームを使用して最終段階を迎えます。



母乳育児をしている母親と子どもに直接関わった時間のうち直接監督下にある時間だけが最低必修時間500時間中に計上されます。志願条件3での受験計画書の確認前の臨床経験時間、志願条件3受験計画書に含まれていない仕事やボランティアでの経験時間、指導者ではないIBCLC有資格者の仕事の見学時間、代替学習をした時間などは志願条件3で必要とされている時間として計上してはいけません。

## A. 第一段階：IBCLC指導者の観察

上記に記載してある通り、指導者となるIBCLCの仕事の見学は志願条件3の志願者が母乳育児中の家族と直接関わる前に体験しておかなくてはなりません。

- 指導者となるIBCLCの裁量で、記入を必要とする宿題や、より体系的な講義などをこの見学に加えることもできます。そして、志願条件3受験計画書が確認される前でも経験しても構いません。
- 指導者となるIBCLCの臨床見学は最低必修時間である500時間の直接監督下における臨床実践時間には計上できません。

## B. 第二段階：臨床実践への移行 第三段階： 監督下での個別の実習

第二・第三段階における直接監督下で行う実践は最低必修時間である500時間に計上できます。この直接監督下における臨床実践は志願条件3計画書がIBLCEによって確認された後から取り掛かってください。

**注意事項：**指導者を見学したり課題を完成させたりする必要があるためこの志願条件3での受験計画には受験者に500時間を超える時間が必要となってきます。IBLCE試験願書の計画を立てるときにこのことは十分注意しておかなくてはなりません。

この第二段階と第三段階では直接監督下における受験者の実技が必要です。つまり受験者は指導者であるIBCLCと同室か援助を受けられるようなすぐ近くでケアをする、または上記でも記載されている双方向型のオーディオとビジュアルコミュニケーションが搭載された安全な技術プラットフォームを通じて観察を受けるということです。実際の対面立ち会い、または双方向型オーディオとビジュアルコミュニケーションが搭載されたテクノロジーを使用しての観察、どちらの形式であっても、フォーカスは指導者が受験者に対して援助とガイダンスを提供することです。指導者であるIBCLC（複数人のこともあります。）が、その志願者が自分の知識と技術の限界をわかっていると判定するまで、志願者は独力で実践(第三段階)を行ってはいけません。IBCLCとして要求される専門知

識を志願者が実践する場合において、手助けを求めるべきときを志願者がわかっていることが不可欠です。

IBLCEは、志願条件3のメンターシップとしてIBCLC詳細内容概要の試験分野に関する幅広い体験が可能のため、様々な業務環境を追及することを志願者にお勧めしています。また、志願者の施設での実践では時系列的に妊娠初期より離乳までの間を網羅して母子と触れ合えるような機会が与えられることが大切です。直接監督下での実践時間ではIBLCEの定めるIBCLCの臨床能力に書かれているすべての任務を網羅してはなりません。直接監督下における臨床実践時間数はすべて志願条件3の臨床実践時間の報告に記録され、主任指導者に認定されなくてはなりません。

## C. 記録の保持

直接監督下における臨床実践時間を正確に記録しておくことは大切です。IBCLC受験願書を提出すると、無作為抽出で監査に選ばれることがあります。監査に選ばれると追加書類の提出を求められます。「志願条件3時間表」と「志願条件3直接監督下における実践時間報告書」に正確な臨床実践時間を記録しておいてください。

これらの書式はこの書類の巻末にあります。

## VII. 受験者の責任

志願条件3での受験者は次のことを守らなくてはなりません。

- 指導者となってくれるIBCLC有資格者団体を決めて契約してください。そしてそのうち1人に主任指導者になってもらってください。
  - 志願条件3での志願者が、指導者になってもいいと思っている経験のあるIBCLC資格者を探す場合、自身が所属するコミュニティのネットワークに入ってみることを勧めます。指導者になってもいいというIBCLC資格者のリストはありませんし、IBLCEのスタッフも指導者を探す助力もできません。
  - **注意事項**：IBLCEは指導者の行動、医療に関する経験、意思決定に対して一切責任を負いません。
  - **推奨**：たった一人の経験のあるIBCLCを見学し、学ぶよりも複数の指導者と契約をする方が受験者にとっては有利な点があります。

- 指導者となるIBCLC資格者とはビジネス契約をしてください。
  - IBLCEは指導者との契約上の条件、その他条件、報酬額などについて確認と承認は行いませんが、志願条件3の要件とその他のIBLCE規約に満たしているかを判断いたします。
  - **注意事項**：指導者に支払う報酬は決まっています。報酬額は志願者と指導者の間のビジネス契約の一部です。IBLCEはそのビジネス契約条件には責任を持ちません。メンターシップに報酬支払は必須ではありません。
- 適用される法律、規制、方針、専門家としてのその他規則もしくは実践ガイドライン、業務上過失損害賠償保険、予防接種証明書、健康診断など、指導者もしくは実習施設の要求する条件にあわせてください。これらは、テクノロジーを使用して臨床指導が行われる場合、指導者と自身の実践場所の両現場に当てはまります。
- 何かの理由で志願者もしくは指導者が計画を修了する前に終了することを決めたり、指導者を増やしたり、変えたりする必要ができた場合は書面にてIBLCEまで報告してください。
  - 指導者を増やしたり変えたりする必要が出た場合、IBLCEへの報告、新しい指導者から**指導者約定書**をもらうことは志願者の責任で行ってください。新しい指導者での臨床時間はIBLCEが新しい指導者を承認するまで計上されません。

## A. 職務上の責任

志願条件3での志願者は業務上及び倫理的な実践についてのある程度の基礎的な規範を遵守することが求められます。その内容は

- いつでも専門家としてのふるまいをし、「**IBCLCの職務行動規範**」のすべての原則に従うこと
- すべての実践場所において、法律、規制、医療、安全および保険関連の標準慣行や要求事項を適切に満たすこと
- 書類製作は迅速に、指導者に求められることには従うこと
- 授乳を見学、手助け、指導する場合はクライアントの許可を書面で得ること
- 志願条件3での受験計画を修了するのに費やした時間を正確に記録すること
- 直接監督下において授乳と母乳育児の支援を提供する臨床施設および志願者自身の実習場所にて求められる、あらゆる法律、規制、方針上の要求事項またはその他の要求事項に従うこと

## VIII. 指導者の責任

志願条件3の計画では一人の指導者が第一指導者（主任指導者）になることを同意しなくてはなりません。主任指導者は次の事に責任を持ちます。

- 「*IBCLCのための臨床能力*」に掲げられていることをすべて含む志願条件3の計画を立て遂行すること
- 志願者とともに「志願条件3計画願書」を作成すること
- 志願者が直接監督下における臨床実践時間が確保できる訓練施設を保証すること
- 志願者の臨床実践を直接監督する他の指導者への助言をすること
- 志願条件3での志願者の直接監督をそれぞれの指導者がどの割合で監督したかをIBLCEに報告すること。この報告は志願条件3での受験計画が修了され、指導者の継続教育(CERPs)を得ようとするときに提出されなくてはなりません。

*IBCLCの職務行動規範*（2011年11月1日発効、2015年9月更新）、*国際認定ラクテーション・コンサルタント® (IBCLC®)の業務範囲*（2018年12月12日配布および発効）、および*国際認定ラクテーション・コンサルタント(IBCLCs)の業務における臨床能力*（2018年12月12日配布および発効）およびIBLCEの[遠隔医療についての助言的意見](#)に従い、志願条件3の指導者をするIBCLC有資格者は最高水準の見本を示すよう求められます。指導者は母乳育児をしている母子だけでなく、志願条件3の志願者を監督下で教えるということまで広く関与しなくてはなりません。志願条件3の指導者の心得は次のとおりです。

- 優良な状態の現IBCLC有資格者であること
- 「志願条件3での指導者約定書」に書き入れ志願者に提出すること
- 志願条件3の志願者が母乳育児をする家族に実際に支援できるように許可する前に実践を見学する期間を設けること
- 志願者の臨床実践を直接監督し、志願者が一人で実践を行うのを許可する前に、臨床技術を習得した程度の認定すること
- 「志願条件3時間表」に記入し、サインして志願者が累積した直接監督下における臨床実践時間を記録すること
- 必要に応じ追加して学習活動、文献を読んだり、レポートを書いたりといった宿題を志願者に課すること
- 依頼があれば志願条件3の志願者の推薦状を書くこと

**注意事項！志願条件3の志願者の親類の者は指導者にならないようにしてください。志願条件3の志願者の親類が指導者になることは利益相反にあたります**

## A. 指導者のためのCERPs

志願条件3の計画で指導者を引き受けるIBCLC有資格者にはCERPsが与えられます。CERPsの区分では、志願条件3計画では計25L-CERPsに該当します。決められた5年間のどの時期でもIBCLC有資格者は確認された志願条件3の計画を修了した志願者の指導者となることで最多50L-CERPsまで得ることができます。

CERPsはそれぞれの指導者が志願者に対し志願条件3に従って直接指導した時間の割合で付与されます。主任指導者はIBLCEに対しこの割合の報告をする責任を負います。この報告に基づいてIBLCEは主任指導者にそれぞれの指導者がどれだけCERPsを付与されるかを知らせます。

## IX. 志願条件3の計画の立て方

主任指導者は志願条件3の志願者と共に「*IBCLCの実践での臨床能力*」に記載されているすべての義務をカバーできる計画を立てるようにします。複数の施設での実践ができると臨床能力がまんべんなく教育されるので重要なことです。IBLCEは志願者が最少3つの違った施設で臨床実践ができることを推奨します。

## X. 代替学習活動

文献検索とか指導のビデオを見る宿題は志願者がすべての臨床技術を知るのに必要となるでしょう。こういった代替学習活動も必要かもしれませんが、最低必修時間である500時間に入れられるのは母乳育児中の母子との直接の関わりで直接監督下における臨床実践のみです。

これらの代替学習活動は志願者や指導者に推奨されています。志願条件3の計画には指導者と志願者との同意があればこういった学習活動を入れることもできます。

- 分娩のカンファレンス、専門家集団の主催するセミナー、法律家、栄養士、人間関係カウンセラーの行うセッションなどに出席すること。これ

らは対面またはオンラインで出席できます。

- 乳房についての解剖学や生理学、特にいかに母乳が生成されるかについて深く研究すること
- 乳児の口の解剖学や発達などについて学習し、レポートを提出すること
- 同僚に対して、ヒトの母乳の生化学について、あるいは同じような難易度の内容でプレゼンテーションをおこなうこと
- 分娩直後における母子間の相互作用について観察する。陣痛中に薬を使用しなかった母親と鎮痛薬を使用した母親とを比較すること。
- いろいろな母親同士の支援の集まりに出席し、母子の様子を観察し、広い範囲での通常の母乳育児の経験について学ぶこと。グループカウンセラーが聞き取りしたり、質問したり、倫理の実践をしたりする現場を見学すること。これらは対面または安全なプラットフォームにてオンラインで見学できます。
- 自分の国、地域、施設における医療上の個人情報扱う専門家のための倫理の授業やセミナーに出席すること。これらは対面またはオンラインで出席できます。
- 1人の赤ちゃんの正常な成長、発達、母乳育児行動について6か月以上研究すること
- 同業者による査読のある雑誌の母乳育児についての文献を批判的に読むグループに参加し、研究技法とエビデンスに基づく実践について学ぶこと。
- 「赤ちゃんにやさしい病院運動（BFHI）」トレーニングコースに出席すること。病院の母乳育児に関するガイドラインを読むこと。それらが最善事例（ベストプラクティス）にどのように則しているか否か記述すること
- 自身の地域のラクテーション・コンサルタントの職能団体に参加し、支援、情報や教育のチャンスをつくること
- 読んだ文献や臨床実践に関連する問題などを解いてみる
- ロールプレイングの練習に参加すること。これは対面またはオンラインで参加できます。
- 主治医に報告するための仮想カルテの記入方法や書式の練習
- 多文化に対応できるカウンセリング技術を系統的に学ぶこと
- 他の保健医療専門家、母乳育児を進めることを支持してくれる人と抵抗感を持つ人の両方との交流
- 電話、ビデオ/オーディオを使用した遠隔医療または対面での家族とのやり取りのそれぞれの利点と難しさについて観察しそれについて説明すること
- 難しいケースたとえば身体障害のある赤ちゃんの母親を手伝うこと、予期しなかった分娩損傷、新生児の死亡、子どもの虐待、緊急医療などについて指導者と話し合うこと
- 他の保健医療専門家たちと授乳支援のチームの一員としていかに効率よく、尊敬されるように働くかについての話し合いに参加すること



## XI. 志願条件3の計画進行中の評価

一定の期間ごとの評価は志願条件3計画では欠かせないことです。仕事上困った習慣、専門家とは思えないふるまい、臨床知識やカウンセリング技術の未熟さなど能力を試されるような状態が志願者と指導者の間で起きてくることもあるでしょう。このため志願条件3の志願者と指導者は定期的に評価のための面接をしなければなりません。

評価が毎日、週一回、月一回、もしくは2か月に1回あるかもしれませんが、それにかかわらず、課題に取り組むことを目的とする話し合いのスケジュールを決めておくのが重要です。この評価にかかる時間は直接監督下における臨床実践の時間には計上できませんが、評価の時間を計画に入れることは必須条件です。

## XII. かかる費用について

志願条件3の志望者は自らIBCLCである指導者集団を見つけ、契約し、適応する場合は指導者と支払い手続きを行ってください。そして、その一人には主任となってもらうことに同意してもらう責任があります。IBLCEは指導業務が開始する前に志願者と指導者が書面での約定書にサインすることを強く推奨します。IBLCEでは現在、指導者を見つける支援、または契約書、法的または資金のカウンセリング、援助や支援は行っておりません。

**重要事項！** 約定を結んだら、その達成はそこに記載された人たちの責任です。IBLCEは志願条件3の志願者や指導者のために交渉人にも仲裁人にも法律顧問にも取立て代行者にもなることはできません。よって、IBLCEは志願条件3の志願者と指導者とのビジネス上の関係について、いかなる責任も負わないものとします。

指導者業務に支払う金額は様々です。この金額は志願者と指導者の間のビジネス契約の一部です。志願条件3の志願者は専門職賠償責任保険、予防接種証明書、健康診断、プライバシー同意書、患者の承諾、その他の許可や承認などを指導者もしくは実践する施設の要求に従って取得しておく責任があります。どのようなキャリアに志願するときも同じであるように、志願条件3の志願者は教科書、保険、セミナーやワークショップ受講料、指導者報酬なども支払わなくてはなりません。

## XIII. よくある質問

**私の計画が確認される前の臨床実践の時間を入れることはできますか？**

**私の仕事上の経験を入れることはできますか？**

いいえ、あなたの計画が確認されてからしか直接監督下における臨床実践時間を算入してはいけませんし、最低必修時間である500時間の直接監督下における実践に仕事上の指導時間を入れてはいけません。計画が確認される前にはあなたの指導者を見学することはできますが、直接監督下における臨床実践時間を始めるのはあなたの計画が確認されてからにしてください。

**志願条件3の願書締め切りはいつですか？**

志願条件3の願書はいつ提出しても構いません。

**「IBCLCのための臨床能力」のどこかは守らなくてもいいですか？**

いいえ、だめです。あなたは自分の指導者にすべての臨床能力を身につけたことを示すことが期待されています。

**臨床経験はどこで積めますか？**

実際に直接監督下における臨床実践をさせてもらえる施設で本ガイドに基づき、直接関わる実践またはリモートで時間を積むこととなります。場所としては病院、助産所、開業医のクリニック、保健所、個人開業のラクテーション・コンサルタントのどこでも構いません。IBLCEとしては、複数のさまざまな施設で経験をすることを推奨します。

**私の最寄りの病院では患者さんをケアすることを許可してくれません。どうすればいいですか？**

あなたが母乳育児中の家族と関わって仕事ができる場所を探してください。志願条件3の志願者の見学は許可しても、いくら指導者が一緒にいても志願者が実際に実践することを許可してくれない病院や医院もあります。あなたと指導者でただ見学するだけでなく実際に母乳育児中の家族のケアをさせてもらえる施設を探してみてください。

**最低必修時間である500時間の直接監督下における臨床実践はそれまでの経験とか他の方法で減らせますか？**

いいえ、すべての志願条件3の志願者は最低必修時間である500時間の対面立ち会いによる直接監督または双方向型のオーディオとビジュアルコミュニケーションを搭載した安全な技術プラットフォームを使用した臨床実践を修了しなくてはなりません。対面での直接的観察または双方向型オーディオとビジュアルコミュニケーションが搭載されたテクノロジーを使用した場合どちらの形式であっても、フォーカスは指導者が志願者に対してガイダンスの提供と指導を行うことです。



私がIBCLC有資格者の仕事を見学した時間は計上できますか？

いいえ、あなたが実際に直接監督下において授乳支援をした時間のみのみ計上できます。

志願条件3で資格を取ることができるのは看護師などの保健医療専門家でなくてはなりませんか？

いいえ、広い範囲のバックグラウンドの人たちも志願条件3で資格の取得ができます。

私の指導者は搾乳器を販売したり貸したりする小売店で働いています。ここでご顧客に対応した時間は実践時間に数えられますか？

いいえ、どの商品を買うかとか貸すかを選ぶ手伝いは志願条件3の要求条件に合致しません。

志願条件3では世界中のだれでも、どこでも取りかかることができますか？

はい、できますが制限はあります。ある一部の地方の法律や規則では志願条件3の志願者にここにある要求事項に加え、ほかにも条件がつくことがあります。IBCLCの指導者と志願者はケアサービスが観察および実行されている管轄内での法律や規定を理解し、従う必要があります。これには免許や専門業務上の条件が含まれますが、これらに限定されません。

私の志願条件3計画に指導者を追加することはできますか？

はい、あなたの志願条件3の計画が同意されてからなら「指導者就任約定書」を追加の指導者からもらえば可能です。新しい指導者での臨床実践時間を取得するには、IBLCEに連絡をして、指導者の追加を行い、承認を受けてください。

住んでいる場所とは別の場所で志願条件3の指導者の指導を受け始めました。2020年11月よりIBLCEで資格要件を満たすためのテクノロジー（全体的または部分的に）を介した臨床指導の時間が計上されなくなる場合どうなりますか？新しい指導者が必要になりますか？

いいえ、COVID-19の流行の終息が確かではなく、志願条件3の臨床時間の計上方法について2020年11月に再度改定が見込まれているため、2022年12月31日まで必要な時間数をリモートで計上することが可能です。

## 「志願条件3の指導者約定書」書式

すべての指導者は「志願条件3の指導者約定書」に書き入れ、志願者に戻さなくてはなりません。この書式はIBCLC資格応募で監査があった際に必要になる場合がございます。

志願条件3の志願者名： \_\_\_\_\_

指導者について	
名：	氏：
IBCLC L番号：	あなたは主任指導者になりますか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
住所：	
市区町村：	都道府県：
郵便番号：	国：
職場電話番号：	自宅電話番号：
メールアドレス：	
現在の勤務地：	

宣誓：

私は優良なIBCLCで、上記の志願条件3計画の志願者に臨床指導をし、直接監督をする責任を負うことを保証します。私は志願条件3に関してIBLCEの要件と関係するすべての法律、規制、方針、手順について認識し、従うことをここに宣言します。これにはガイドの条件も含まれますがそれに限定されません。

指導者の署名： \_\_\_\_\_

日付： \_\_\_\_\_

指導者名（楷書体）： \_\_\_\_\_

すべて書き終えたら志願条件3の志願者に戻してください。

志願者は監査に上がったときのために記入後の書式を記録として保管しておいてください。

## 志願条件 3 の臨床実践時間の報告書

注意して記録をとってください。IBLCE試験に願書を提出するとき、あなたの願書が無作為抽出で監査に選ばれるかもしれません。あなたの願書が監査対象になったら他の記録と共にこの書類の提出も求められます。監査の取り決めのとおりに従わないと受験はできず、受験料の返還もできません。

志願条件 3 志望者名 :
IBLCEアカウント番号(該当する場合) :
主任指導者名 :
主任指導者のIBCLC L番号 :

最低必修時間である500時間の直接監督下における臨床研修時間はこの書類に記載されなくてはなりません。あなたの指導者にそれぞれの指導者が直接監督した臨床研修時間を確認してもらわなくてはなりません。下記の表に志願条件3のタイムシート(ページ20)に記録した内容を要約し、指導者にその欄にサインと日にちを記入してもらってください。

指導者名	直接監督下における臨床実践時間		指導者のサインと日付
	対面で直接監督下での時間	オーディオとビジュアルコミュニケーションを同時に使うテクノロジーを使用し観察を行った時間	
直接監督下における臨床実践時間総計:			

志願者は監査に上がった時のために記入後の書式を記録として保管しておいてください。

## 志願条件3のタイムシート

必要なだけコピーしてください。この表を使用してあなたの直接監督下における臨床実践の授乳についての内容を記録してください。この記録を基に志願条件3臨床実践時間報告書(ページ19)を作ります。手もとに保管しておいてください。IBLCEから報告時間の確認のためにこの表を提出するように要請することがあります。

<b>志願条件3 志願者名 :</b>
IBLCEアカウント番号(該当する場合) :
<b>主任指導者名 :</b>
主任指導者のIBCLC L番号 :

年月日	当日の臨床実践の簡単な内容	監督下	開始時間	終了時間
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		
		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> テクノロジー使用		

志願者は監査に上がった時のために記入後の書式を記録として保管しておいてください。

## 志願条件 3 の指導者に認められる CERPs 申請書

主任指導者氏名 :	
主任指導者の IBCLC L 番号 :	
電話番号 :	メールアドレス(必須) :

志願条件 3 の志願者氏名 :	
IBLCE アカウント番号(該当する場合志願者) :	

志願条件 3 の受験計画の承認が完了した指導者のみ、それぞれの指導者の以下の情報を記入してください。

指導者名	IBCLC L 番号	指導時間の割合 (%)	得られる L-CERPs (事務所用)

記入が完了しましたらお住まいの地域の IBLCE に提出してください。IBLCE はここにある情報をもとに CERPs を授与します。授与された CERPs は認定され、最終的に決定した内容は主任指導者宛に Eメールで送付します。主任指導者はそのリストに書かれている指導者一人一人に授与された CERPs を知らせてください。授与された CERPs の数を記したこの書式のコピーは完了証明書として扱われますので、再認定のための CERPs の報告に使用できます。

### 約定 :

私は主任指導者としてすべての指導者に授与された CERPs を責任をもって知らせます。また、私は CERPs は認定された志願条件 3 の志願者の指導者にのみ授与されることにも同意します。私は提出する情報は真実であり、指導者の行った業務の時間表で確認できるものであると証明します。

指導者署名 : \_\_\_\_\_ 日付 : \_\_\_\_\_  
 名前 (楷書) : \_\_\_\_\_

事務所使用欄   上記の表の割り当てられた CERPs を承認した人 :	
スタッフ名 :	日付 :

## 志願条件 3 の確認費用料金表

2019年9月1日から2020年9月30日まで

志願条件 3 計画での確認料		
地域1 米ドル	地域2 米ドル	地域3 米ドル
<b>\$100</b>	<b>\$75</b>	<b>\$55</b>

地域1の国	<p>アンドラ、アルバ、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、ベルギー、バミューダ、ブルネイ、ダルサラーム、カナダ、ケイマン諸島、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フォークランド諸島、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、グリーンランド、グアドループ、グアム、香港、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、クウェート、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マレーシア、マルタ、マルティニーク、モナコ、オランダ、ニューカレドニア、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、カタール、レユニオン、ルーマニア、ロシア連邦、サンマリノ、サウジアラビア、セイシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、韓国、スペイン、セントクリストファー・ネイビス、セントマーチン、スウェーデン、スイス、台湾、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、バージン諸島（英国）、バージン諸島（米国）</p>
地域2の国	<p>アルバニア、アルジェリア、アメリカ領サモア、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、中国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、キュラソー、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、フィジー、フランス領ポリネシア、ガボン、グルジア、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、コソボ、ラオス、レバノン、リビア、北マケドニア、モルディブ、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モントセラト、モロッコ、ナミビア、北マリアナ諸島、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、セルビア、南アフリカ、スリランカ、セントルシア、セントマーチン、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、エスワティニ、タイ、東チモール、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ、ウルグアイ、ベネズエラ</p>
地域3の国	<p>アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ミクロネシア連邦、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、ホンジュラス、ケニア、キリバス、キルギスタン、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、マーシャル諸島、モーリタニア、モルドバ、モザンビーク、ミャンマー（ビルマ）、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北朝鮮、パキスタン、パレスチナ王国、パプアニューギニア、コンゴ共和国、ルワンダ、サモア、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スーダン、シリア、タジキスタン、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム、西サハラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ</p>